細　　則

平成９年７月３０日　制定

（趣旨）

第　１　条　　この細則は、全国公立高等学校事務職員協会会則第１７条に規定する常任理事会を運営するため、組織その他必要な事項について定める。

（組織）

第　２　条　　前条の趣旨を達成するため、常任理事会に次の部を設ける。

総務部　　会計部　　研究部　　広報部

（各部の分掌）

第　３　条　　各部の分掌事務は次のとおりとする。

総務部　①　庶務、企画運営、渉外連絡調整に関すること。
②　学校事務誌の協会だよりに関すること。
③　その他各部に属さないこと。

会計部　①　予算、決算に関すること。
②　出納に関すること。
③　本会の財産を管理すること。

研究部　①　学校経営管理事務の研究に関すること。
②　全国研究大会研究発表（指導助言等）に関すること。
③　研修に関すること。
④　研究文献等資料の保存に関すること。

広報部　①　協会ニュースの発行に関すること。
②　調査に関すること。
③　情報の収集、分析に関すること。
④　協会ホームページに関すること。

２　各部には部長、副部長、部員若干名を置き、それぞれ会長が指名する。

（専門委員会）

第　４　条　　常任理事会に、専門委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

２　委員会は、会長の諮問事項について、調査研究しその結果を報告する。

３　委員は、会員の中から会長が委嘱する。

４　委員会には、委員長・副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

（活動日程）

第　５　条　　全体会は全国理事会の前に開催する。

２　定例会は、毎月１回程度開催する。当分の間は関東地区の役員（会長・副会長（総務・会計担当、研究・広報担当）及び常任理事）により運営する。ただし、重要な案件がある場合には全国の役員を招集し、または稟議し決定する。

附　則　　平成１４年１１月２７日　第２回全国理事会決定　第５条追加

附　則　　（平成２４．７．２６改正）

この細則は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。